社会医療法人高橋病院 次世代育成支援行動計画

平成30年7月1日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 7月 1日~平成35年 5月31日までの 5年間

2. 内容

目標1:計画期間内に有給取得率を50%以上にする。 (平成27年度36.1%、平成28年度41.0%、平成29年度45.1%)

<対策>

●平成 30 年 7月~ 前年度有給取得率(部署別)の周知と今年度の取得目標の設定 6ヶ月ごとに状況を周知、取得率向上に向けて検討の実施

目標2: 育児休業法、雇用保険法、労働基準法に基づく、産前産後休暇や、育児休業、それらに係る給付金など諸制度の周知を行う。

<対策>

- ●平成30年 10月~ 該当職員へ、リーフレット等を配布し直接案内
- ●平成31年 5月~ 制度の概要、給付金の種類等、掲示板等を通じて案内実施

目標3:男性職員の育児休業、看護休暇の取得促進

●平成31年5月~ 男性職員も含めた全職員へ育児休業、看護休暇等再案内を実施、 取得を促す

社会医療法人高橋病院 女性活躍推進法行動計画

平成30年7月1日

女性職員が長くその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 7月 1日~平成35年 5月31日までの 5年間

2. 内容

目標1:女性の働きやすい環境作りに努め、女性の平均勤続勤務年数を10年まで伸ばし、男女の差異を縮小する。

(平成30年4月集計 男性10.3年、女性7.4年)

<対策>

- ●平成30年 7月~ 男女差が生まれる要素を検証
- ●平成31年 4月~ 女性にとって長く働きやすい環境の検討
- ●平成32年 4月~ 具体的な制度づくり
- ●平成33年4月~ 検証・振り返り

目標2:短時間正職員の適用範囲拡大。

<対策>

- ●平成30年 7月~ 現行制度の実態の把握、ニーズの調査
- ●平成31年4月~ 現行制度の適用範囲の拡大の検討

目標3:男性職員の育児休業、看護休暇の取得促進

<対策>

●平成31年5月~ 男性職員も含めた全職員へ育児休業、看護休暇等再案内を実施、取得を促す